

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案要綱

1 改正の理由

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)の一部改正に伴い、同法の題名が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に改められたこと等から、関係条例について規定の整備等を行うため、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成 18 年滋賀県条例第 71 号)ほか 6 条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 次に掲げる条例の規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改めること等必要な規定の整理を行うこととします。(第 1 条、第 3 条、第 5 条関係)

ア 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例

イ 滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例

ウ 滋賀県税条例

エ 滋賀県使用料および手数料条例

オ 滋賀県住民基本台帳法施行条例

カ ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例

キ 滋賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づく指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例

(2) 滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

麻薬取締等手当の支給対象業務に鳥獣の管理に関する取締りを追加するとともに、鳥獣保護・狩猟取締担当職員の名称を鳥獣保護・管理・狩猟取締担当職員に改めることとします。(第 2 条による改正後の第 29 条関係)

(3) ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例の一部改正

特定鳥獣保護管理計画の位置づけが改められたことに伴い、知事が一体的に指定野生鳥獣種の被害防除対策を推進する対策を第 1 種特定鳥獣保護計画または第 2 種特定鳥獣管理計画に基づく対策に改めることとします。(第 4 条による改正後の第 40 条関係)

(4) この条例は、平成 27 年 5 月 29 日から施行することとします。

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>本則 省略 別表（第2条関係） （1）～（59） 省略</p>	<p>本則 省略 別表（第2条関係） （1）～（59） 省略</p>
<p>（60） <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）および鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下この項において「省令」という。）ならびに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～エ 省略</p>	<p>（60） <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）および鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下この項において「省令」という。）ならびに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～エ 省略</p>
<p>（61） <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>（以下この項において「法」という。）および鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下この項において「省令」という。）ならびに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～エ 省略</p>	<p>（61） <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>（以下この項において「法」という。）および鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下この項において「省令」という。）ならびに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～エ 省略</p>
<p>（61）の2 省略</p>	<p>（61）の2 省略</p>
<p>（61）の3 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>（以下この項において「法」という。）および鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下この項において「省令」という。）ならびに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～チ 省略</p>	<p>（61）の3 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>（以下この項において「法」という。）および鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下この項において「省令」という。）ならびに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～チ 省略</p>
<p>（60）～（76） 省略</p>	<p>（60）～（76） 省略</p>

滋賀県職員の特種勤務手当に関する条例新旧対照表（第2条、第3条関係）

旧	新
<p>第1条～第28条 省略</p> <p>(麻薬取締等手当)</p> <p>第29条 麻薬取締等手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>鳥獣保護・狩猟取締担当職員</u>で<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号）第75条第3項の規定により行う立入検査の業務または同法第76条の規定により司法警察員として行う鳥獣の保護または狩猟の適正化に関する取締りの業務に従事したもの</p> <p>2 省略</p> <p>第30条以下 省略</p>	<p>第1条～第28条 省略</p> <p>(麻薬取締等手当)</p> <p>第29条 麻薬取締等手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>鳥獣保護・管理・狩猟取締担当職員</u>で<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号）第75条第3項の規定により行う立入検査の業務または同法第76条の規定により司法警察員として行う鳥獣の<u>保護</u>もしくは<u>管理</u>または<u>狩猟の適正化</u>に関する取締りの業務に従事したもの</p> <p>2 省略</p> <p>第30条以下 省略</p>

滋賀県税条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
<p>第1条～第138条 省略</p> <p>(狩猟税の税率)</p> <p>第139条 省略</p> <p>2 狩猟者の登録が次の各号に掲げる登録のいずれかに該当する場合における当該狩猟者の登録に係る狩猟税の税率は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に当該各号に定める割合を乗じた税率とする。</p> <p>(1) 放鳥獣猟区（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第68条第2項第4号に規定する放鳥獣猟区をいう。次号において同じ。）のみに係る狩猟者の登録 4分の1</p> <p>(2) 省略</p>	<p>第1条～第138条 省略</p> <p>(狩猟税の税率)</p> <p>第139条 省略</p> <p>2 狩猟者の登録が次の各号に掲げる登録のいずれかに該当する場合における当該狩猟者の登録に係る狩猟税の税率は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に当該各号に定める割合を乗じた税率とする。</p> <p>(1) 放鳥獣猟区（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第68条第2項第4号に規定する放鳥獣猟区をいう。次号において同じ。）のみに係る狩猟者の登録 4分の1</p> <p>(2) 省略</p>
<p>第140条～第142条の2 省略</p> <p>(狩猟税の証紙徴収の手続)</p> <p>第142条の3 狩猟税の納税者が狩猟税を証紙によつて納付する場合においては、知事は、<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>第56条に規定する申請書に県が発行する証紙をちよう付させなければならない。この場合において当該納税者が第139条第1項第2号または第4号に掲げる者であるときは、その旨を証明する書類を添付しなければならない。</p> <p>2・3 省略</p>	<p>第140条～第142条の2 省略</p> <p>(狩猟税の証紙徴収の手続)</p> <p>第142条の3 狩猟税の納税者が狩猟税を証紙によつて納付する場合においては、知事は、<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>第56条に規定する申請書に県が発行する証紙をちよう付させなければならない。この場合において当該納税者が第139条第1項第2号または第4号に掲げる者であるときは、その旨を証明する書類を添付しなければならない。</p> <p>2・3 省略</p>
<p>第142条の4～第150条 省略</p> <p>付 則</p> <p>第1条～第10条 省略</p> <p>第11条 平成20年4月1日から平成28年3月31日までの間に受ける狩猟者の</p>	<p>第142条の4～第150条 省略</p> <p>付 則</p> <p>第1条～第10条 省略</p> <p>第11条 平成20年4月1日から平成28年3月31日までの間に受ける狩猟者の</p>

登録であって次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、第139条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率とする。

(1) 対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第9条第6項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。次号において同じ。）に係る狩猟者の登録

(2) 省略

第11条の2以下 省略

登録であって次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、第139条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率とする。

(1) 対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第9条第6項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。次号において同じ。）に係る狩猟者の登録

(2) 省略

第11条の2以下 省略

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新																
<p>第1条 省略</p> <p>（使用料および手数料の額）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前条の手数料のうち法律またはこれに基づく命令に基づく事務の手数料およびその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (82) 省略</p> <p>(83) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>に基づく事務手数料 別表第65に定める額</p> <p>(84)以下 省略</p> <p>第3条～別表第64の2 省略</p> <p>別表第65</p> <p><u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>に基づく事務手数料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号。以下この表において「法」という。）第41条の規定に基づく狩猟免許の申請に対する審査の手数料</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>ア～イ 省略</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>(2)～(7) 省略</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下 省略</p>	区分	手数料	(1) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u> （平成14年法律第88号。以下この表において「法」という。）第41条の規定に基づく狩猟免許の申請に対する審査の手数料	円	ア～イ 省略	省略	(2)～(7) 省略	省略	<p>第1条 省略</p> <p>（使用料および手数料の額）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前条の手数料のうち法律またはこれに基づく命令に基づく事務の手数料およびその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (82) 省略</p> <p>(83) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>に基づく事務手数料 別表第65に定める額</p> <p>(84)以下 省略</p> <p>第3条～別表第64の2 省略</p> <p>別表第65</p> <p><u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>に基づく事務手数料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号。以下この表において「法」という。）第41条の規定に基づく狩猟免許の申請に対する審査の手数料</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>ア～イ 省略</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>(2)～(7) 省略</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下 省略</p>	区分	手数料	(1) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u> （平成14年法律第88号。以下この表において「法」という。）第41条の規定に基づく狩猟免許の申請に対する審査の手数料	円	ア～イ 省略	省略	(2)～(7) 省略	省略
区分	手数料																
(1) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u> （平成14年法律第88号。以下この表において「法」という。）第41条の規定に基づく狩猟免許の申請に対する審査の手数料	円																
ア～イ 省略	省略																
(2)～(7) 省略	省略																
区分	手数料																
(1) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u> （平成14年法律第88号。以下この表において「法」という。）第41条の規定に基づく狩猟免許の申請に対する審査の手数料	円																
ア～イ 省略	省略																
(2)～(7) 省略	省略																

滋賀県住民基本台帳法施行条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
<p>第1条～別表第1 省略                      別表第2                      1～8 省略</p> <p>9 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号）による同法第41条の狩猟免許試験の実施または同法第46条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>以下 省略</p>	<p>第1条～別表第1 省略                      別表第2                      1～8 省略</p> <p>9 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号）による同法第41条の狩猟免許試験の実施または同法第46条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>以下 省略</p>

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例新旧対照表（第3条、第4条関係）

旧	新
<p>第1条～第39条 省略</p> <p>（指定野生鳥獣種による被害の防止）</p> <p>第40条 省略</p> <p>2 知事は、被害防除対策に係る指定野生鳥獣種について鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第1項に規定する<u>特定鳥獣保護管理計画</u>が定められているときは、被害防除対策を当該<u>特定鳥獣保護管理計画</u>に基づく対策と一体的に推進するものとする。</p> <p>（飲食物を与えることの禁止等）</p> <p>第41条 何人も、指定野生鳥獣種の個体（人が飼養または保管をするものを除く。）に飲食物を与えてはならない。ただし、<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>第9条第1項の許可を受けて、または同法第11条第1項の規定により指定野生鳥獣種の個体を捕獲する場合その他規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>第42条以下 省略</p>	<p>第1条～第39条 省略</p> <p>（指定野生鳥獣種による被害の防止）</p> <p>第40条 省略</p> <p>2 知事は、被害防除対策に係る指定野生鳥獣種について鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第1項に規定する<u>第1種特定鳥獣保護計画</u>または同法第7条の2第1項に規定する<u>第2種特定鳥獣管理計画</u>が定められているときは、被害防除対策を当該<u>第1種特定鳥獣保護計画</u>または当該<u>第2種特定鳥獣管理計画</u>に基づく対策と一体的に推進するものとする。</p> <p>（飲食物を与えることの禁止等）</p> <p>第41条 何人も、指定野生鳥獣種の個体（人が飼養または保管をするものを除く。）に飲食物を与えてはならない。ただし、<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>第9条第1項の許可を受けて、または同法第11条第1項の規定により指定野生鳥獣種の個体を捕獲する場合その他規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>第42条以下 省略</p>



滋賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づく指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例新旧対照表（第5条関係）

旧	新
<p><u>滋賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づく指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例</u></p>	<p><u>滋賀県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等に基づく指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例</u></p>
<p>第1条 この条例は、<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第15条第14項ただし書（法第28条第9項および第29条第4項において準用する場合を含む。）および第34条第7項（法第35条第12項において準用する場合を含む。）ならびに鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）第37条第2項ただし書の規定に基づき、知事が設置する指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法について定めるものとする。</p> <p>第2条以下 省略</p>	<p>第1条 この条例は、<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第15条第14項ただし書（法第28条第9項および第29条第4項において準用する場合を含む。）および第34条第7項（法第35条第12項において準用する場合を含む。）ならびに鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）第37条第2項ただし書の規定に基づき、知事が設置する指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法について定めるものとする。</p> <p>第2条以下 省略</p>